

【奈良県】（奈良市及び橿原市 以外）

1 件とは一括申請されたもので形状、大きさ、意匠等同一のものをいう。

（１）下市町、上北山村及び川上村以外の市町村（各市町村の手数料に関する条例において規定）

種類	単位	手数料
広告塔、アーチ広告物、屋上広告物、建植広告物、軒下広告物、塀垣広告物等の広告物	1 個の広さ 5 ㎡までごとにつき	1,500円
気球広告物	1 個	1,000円
広告幕※	1 枚	500円
電柱広告物	1 件 5 個までごとにつき	1,000円
立看板	1 件 5 個までごとにつき	1,000円
はり札	1 件 5 個までごとにつき	500円
はり紙	1 件 1 0 0 枚までごとにつき	500円

※安堵町… 1 枚につき1,000円

（２）下市町・上北山村・川上村（各市町村の手数料に関する条例において規定）

種類	単位	手数料
広告塔、アーチ広告物、屋上広告物、建植広告物、軒下広告物、塀垣広告物等の広告物	1 個の広さ 5 ㎡までごとにつき	880円
気球広告物	1 個	880円
広告幕	1 枚	500円
電柱広告物	1 件 5 個までごとにつき	880円
立看板	1 件 5 個までごとにつき	880円
はり札	1 件 5 個までごとにつき	500円
はり紙	1 件 1 0 0 枚までごとにつき	500円

【奈良市】及び【橿原市】

1 件とは一括申請されたもので形状、大きさ、意匠等同一のものをいう。

種類	単位	手数料
広告塔、アーチ広告物、屋上広告物、広告板、壁面広告物、塀垣広告物等の広告物	1 個の広さ 5 ㎡までごとにつき	1,500円
気球広告物	1 個	1,000円
広告幕	1 枚	500円
電柱広告物	1 件 5 個までごとにつき	1,000円
立看板	1 件 5 個までごとにつき	1,000円
はり札	1 件 5 個までごとにつき	500円
はり紙	1 件 1 0 0 枚までごとにつき	500円